

2号認定の子どもにかかる幼稚園の一時預かりのニーズ量の算出について（留意点）

大阪府からの情報提供より＜抜粋＞

国の「量の見込み」の手引き（第1回教育・保育部会配付資料7）の60ページに記載している2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）の子どもの「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」については、次のような考えに基づき算出するものであると、厚生労働省から確認しましたので、情報提供します。

○ 前提となる考え方

2号認定を受けることができる条件を満たしている子どもが、1号認定の子どもしか利用できない「幼稚園」を利用したい場合については、2号認定を受けず、1号認定を受け、幼稚園の預かり保育を利用することで対応してもらうことになる。（地域にその幼稚園しか施設がないといった特殊な条件が存在しない限り、2号認定を受けて、幼稚園に特例の施設型給付を支給することはない。）

○ 量の見込みの算出方法

国の「量の見込み」の手引き（第1回教育・保育部会配付資料7）の60ページから

		27年度		28	29	30	31
		1号	2号				
量の見込み	特定教育・保育施設	500人	600人	300人
		100人 (※)	500人				
確保方策	特定地域型保育事業	600人	500人	200人

2号（幼児期の学校教育の利用希望が強い）は幼稚園に行くため、1号認定を受けることになり、確保方策は1号で対応することになる。

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いものは幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足はない。

この100人は、2号認定を受けられるような家庭であるため、すべての人が幼稚園の一時預かりを利用する。そのため、この100人を幼稚園の一時預かりのニーズ量として見込む必要がある。

なお、幼稚園が認定こども園に移行することは見込まれる場合は、下記のように考えてよい。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	左記以外	3号
量の見込み	500人	600人	300人
		100人 (※)	500人					
確保方策	特定教育・保育施設	550人	550人	200人
	特定地域型保育事業			2号(幼児期の学校教育の利用希望が強い)のうち、50人は2号認定を受け、幼稚園から移行した認定こども園に行き、残り50人は1号認定を受け、幼稚園に行くとする。				

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いものは幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足はない。

幼稚園に行く50人については、すべて幼稚園の一時預かりを利用する。そのため、この50人を幼稚園の一時預かりのニーズ量として見込む必要がある。

これらのことから、すべての幼稚園が認定こども園に移行しない限り、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)」で「2号認定による利用」が「0人」になると見込むことはできないと考えられる。

なお、現段階で、幼稚園の認定こども園への移行希望を把握することは難しいと考えられるが、認定こども園への移行調査(6月実施予定)の結果を踏まえ、2号認定の幼稚園の一時預かりについての「量の見込み」を修正することは可能である。

事務連絡
平成26年4月2日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援制度施行準備室

「量の見込み（放課後児童健全育成事業以外）」に関する調査（平成26年4月時点）
及び「量の見込み」の算出の留意点について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みについては、先日、放課後児童健全育成事業に関する部分について作業をお願いしているところですが、放課後児童健全育成事業以外の事業・給付の「量の見込み（平成26年4月現在）」について管内市町村分を取りまとめ、別紙Aにより平成26年4月22日（火）までにメールにてご提出（提出先：ryounomikomi@mhlw.go.jp）いただきますようお願いいたします。

本調査については、放課後児童健全育成事業に関する調査と同様に「量の見込み」の確定値の把握を目的としたものではなく、平成27年度以降の子ども・子育て支援の充実の検討における材料の1つとするため、未確定のものがあることも前提として「量の見込み」の概数を把握することを目的としたものです。この点をご理解いただき、地方版子ども・子育て会議等の議論を経ていないなど検討途上のものであってもご報告いただきますようご理解とご協力をお願ひいたします。

なお、特定市町村については、厚生労働省から、待機児童解消加速化プランの第3次募集の際、整備計画と量の見込みに関する調査を併せて行うことを予定しておりますのでご承知置き下さい。

また、「作業の手引き」では、「就労希望を踏まえた潜在家庭類型」を基にした「量の見込み」の算出方法をお示ししていますが、各年度の補正を行わない場合、結果として、平成27年度に就労希望が全て実現することを前提とした算出方法となります。就労希望は、本人の希望等だけではなく、経済環境や教育・保育施設等の整備状況にも左右されるものであり、必ずしも平成27年度に全てが実現するとは限りませんが、新制度において潜在ニーズへの対応を前提とした需給調整の仕組みを導入した趣旨等に鑑みれば、こうしたニーズに対応した教育・保育施設等の新規参入を阻害しない

等の観点から、27年度にすべて実現するという前提を置くことも合理性があると考えます。

ただし「作業の手引き」は標準的な算出方法を示しているものであり、この点についても、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、異なる方法とすることも可能ですので、念のため申し添えます（「放課後児童健全育成事業に関する「量の見込み」に関する調査（平成26年4月時点）等について」（平成26年3月25日付け内閣府子ども・子育て支援制度施行準備室・厚生労働省 雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡）で依頼した放課後児童健全育成事業についても同様の考え方となります。）。

なお、就労希望が計画期間中に徐々に実現するという考え方に基づく設定とする場合における教育・保育については、以下の点に留意いただきますよう、お願ひいたします。

一 就労希望が計画期間中に徐々に実現するという考え方に基づく設定とする場合

(※)における中間年の「量の見込み」については、市町村子ども・子育て支援事業計画の各年度の「量の見込み」が、教育・保育施設等の認可・認定の申請があつた場合の需給調整の判断の根拠となることに鑑み、潜在ニーズに対してより早期に対応することを念頭に、少なくとも平成31年度（平成29年度）まで平均的に増加すると仮定した場合の数値以上の数を設定することが望ましいこと。

※例 計画の最終年度である平成31年度や、保育ニーズのピークとされている平成29年度に向けて徐々に実現するものと仮定する。

二 「量の見込み」について、就労希望が計画期間中に徐々に実現するという考え方に基づく設定とする場合における、法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもに係る「確保方策」については、「基本指針案」に基づき、「待機児童解消加速化プラン」において待機児童解消の目標年次としている平成29年度末までに「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指すとともに、平成30年度及び平成31年度に更に増加する「量の見込み」に対応した特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を追加整備することを目指した「確保方策」を設定すること。

三 「量の見込み」について、就労希望が計画期間中に徐々に実現するという考え方に基づく設定とする場合における各年度の需給調整の取扱いについては、認可・認定の申請があつた年度の「量の見込み」に既に達している場合であっても、計画期間中のピークとなる「量の見込み」には達していない場合には、認可・認定することが望ましいこと。